

指摘の概要	措 置 内 容	措置状況																																										
○指摘事項 (1) 収入に関する事務 ア 債権管理を適正に行うべきもの 保育所における下記の債権について、債権者に納付を促し、適切な時期に督促状を発する、不納欠損処分をするなど債権管理の取組がされていなかった。 (東灘本庄保育所，御影保育所，生田保育所，菅原保育所，鈴蘭台西町保育所，鈴蘭台南町保育所) <table><tr><th>保育所</th><th>調定年度</th><th>件数</th><th>内容</th><th>調定金額</th><th>収 入 未済額</th></tr><tr><td>東 灘 本 庄 保 育 所</td><td>平成 23, 29 年 度</td><td>3 件</td><td>延長保 育料, 主食費</td><td>4,700 円</td><td>4,700 円</td></tr><tr><td>御影 保 育 所</td><td>平成 16 年 度</td><td>1 件</td><td>延長保 育料</td><td>4,500 円</td><td>4,500 円</td></tr><tr><td>生田 保 育 所</td><td>平成 27 年 度</td><td>1 件</td><td>主食費</td><td>1,100 円</td><td>1,100 円</td></tr><tr><td>菅原 保 育 所</td><td>平成 3～29 年度</td><td>138 件</td><td>延長保 育料, 主食費</td><td>139,000 円</td><td>139,000 円</td></tr><tr><td>鈴 蘭 台 西 町 保 育 所</td><td>平成 14～ 21 年 度</td><td>29 件</td><td>延長保 育料, 主食費</td><td>53,250 円</td><td>53,250 円</td></tr><tr><td>鈴 蘭 台 南 町 保 育 所</td><td>平成 15 年 度</td><td>1 件</td><td>主食費</td><td>1,100 円</td><td>1,100 円</td></tr></table> 市の債権の管理に関する事務処理は、神戸市債権の管理に関する条例で定められており、債権を適正に管理するため必要な台帳を整備すること（第5条）や、履行期限までに履行しない場合は期限を指定して督促状を発して督促しなければならない（第6条）ことが定められている。 また、債権のうち時効が成立し消滅したものは、不納欠損処分を行い決算値に反映することが必要とされている。 延長保育料は非強制徴収公債権に分類され、主食費は私債権に分類される。非強	保育所	調定年度	件数	内容	調定金額	収 入 未済額	東 灘 本 庄 保 育 所	平成 23, 29 年 度	3 件	延長保 育料, 主食費	4,700 円	4,700 円	御影 保 育 所	平成 16 年 度	1 件	延長保 育料	4,500 円	4,500 円	生田 保 育 所	平成 27 年 度	1 件	主食費	1,100 円	1,100 円	菅原 保 育 所	平成 3～29 年度	138 件	延長保 育料, 主食費	139,000 円	139,000 円	鈴 蘭 台 西 町 保 育 所	平成 14～ 21 年 度	29 件	延長保 育料, 主食費	53,250 円	53,250 円	鈴 蘭 台 南 町 保 育 所	平成 15 年 度	1 件	主食費	1,100 円	1,100 円	該当の債権については調査を行い、必要に応じて、不納欠損処分等の債権管理に関する条例の規定に基づく債権放棄の手続きを進める。 (振興課)	措置方針
保育所	調定年度	件数	内容	調定金額	収 入 未済額																																							
東 灘 本 庄 保 育 所	平成 23, 29 年 度	3 件	延長保 育料, 主食費	4,700 円	4,700 円																																							
御影 保 育 所	平成 16 年 度	1 件	延長保 育料	4,500 円	4,500 円																																							
生田 保 育 所	平成 27 年 度	1 件	主食費	1,100 円	1,100 円																																							
菅原 保 育 所	平成 3～29 年度	138 件	延長保 育料, 主食費	139,000 円	139,000 円																																							
鈴 蘭 台 西 町 保 育 所	平成 14～ 21 年 度	29 件	延長保 育料, 主食費	53,250 円	53,250 円																																							
鈴 蘭 台 南 町 保 育 所	平成 15 年 度	1 件	主食費	1,100 円	1,100 円																																							

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
制徴収公債権は地方自治法の規定により、消滅時効の期間は5年で、時効の援用は不要、私債権は民法の規定により、時効の援用は必要であるが、時効期間満了後は、債権の管理に関する条例の規定により債権放棄も可能となっている。 上記の債権については、債務者や債権の内容等の調査を尽くす必要があるが、それでも不明なものは、債権の管理に関する条例の規定に基づく債権放棄の手続を進め、不納欠損処分すべきである。		
イ 寄付金等の収納を適正に行うべきもの 学校園において地域団体から寄付金等として受領した現金について、現金をそのまま金庫に保管していた事例があった。 (高津橋小学校、福住小学校) また、別団体から振り込まれた1,920円が学校園運営特別教育活動費、緊急連絡タクシー代の前渡金口座に複数年にわたり残ったままとなっていた事例があった。 (大沢中学校) 特別な事情がない限り、現金は公費として収納すべきである。	現金は公費として収納する。今後は現金等管理マニュアルに沿った形での保管現金や通帳の定期的なチェックを行うことにより、長期間放置された状態になっていないか等も含めて、確認するよう徹底した。 (高津橋小学校、福住小学校、大沢中学校)	措置済
(2) 支出に関する事務 ア 学校園運営費前渡金等で立替払の生じない事務処理を行うべきもの 必要の都度交付される前渡金のほか、学校園には特定目的の前渡金制度があり、学校園運営費前渡金は、学校園において常時必要とする経費につき、資金前渡を利用して直接現金払をすることにより学校園事務の円滑化を図ることを目的としている。また、学校園運営特別教育活動費は、地域との協調を図りながら学校園の円滑な運営を促すことを目的としてい	運営費前渡金制度の趣旨を周知し、運営費前渡金制度を利用する際は、所定の手続きを行うよう徹底した。 (本山第一小学校) 前渡金口座へ入金され次第速やかに口座から出金することで、立替払が生じないよう徹底した。 (神出小学校)	措置済

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
る。その他に、緊急用務及び物品運搬の際にタクシーを借り上げることを目的とする緊急連絡タクシー代がある。 学校運営費前渡金等で夜間の支払の必要などから立替払を行っていた事例があった。（本山第一小学校，神出小学校） なるべく時間内に処理できるよう周知するなどにより立替払の生じない事務処理を行うべきである。		
(3) 財産管理に関する事務 ア 準公金等の管理を適正に行うべきもの 学校園において保護者から現金徴収している入園・進級諸費等の準公費については、神戸市立学校園準公費会計事務取扱要綱に、関係帳簿類（出納簿，徴収台帳，決算書等）の整備，預金口座での管理，校園長の決裁による支払が規定され，神戸市立学校園準公費会計事務の手引に領収証書の取扱いが記載されている。 領収証書発行と金庫等にかかる現金出納簿の記載に齟齬のあった事例，保管現金と金庫等にかかる現金出納簿の記載に齟齬のあった事例があった。 （神出小学校，南五葉小学校） 適正な事務処理を行うべきである。	「神戸市立学校園準公費会計事務の手引」に従った手続きを行うことを厳守し，「金庫等に係る現金出納簿」についても適正に運用するよう周知徹底した。 （神出小学校，南五葉小学校）	措置済
○意 見 (1) 公立保育所における公金取り扱いマニュアルの見直しについて 保育所の延長保育料，主食費の債権について，収入未済が存在することの保育所長への引継が行われていないなどにより収入未済の存在を把握していなかったり，収入未済が生じた場合の対応方法を把握していなかった事例があった。 非強制徴収公債権か私債権かの分類を	今後は適正な債権管理が行えるよう，公金取り扱いマニュアルの整備等に取り組んでいく。 （振興課）	措置方針

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
行い、 ① 非強制徴収公債権として、時効中断の翌日から 5 年以上経過し時効が完成しているものは、不納欠損処分を行い決算値に反映させる、 ② 私債権については、時効が完成し、かつ、債務者から時効の援用の意思表示があったことにより時効が成立したとき、または、債権管理条例第 16 条第 1 号の規定に基づく債権放棄（「神戸市債権の管理に関する条例の債権放棄規定に関する取扱いについて（通知）」（平成 28 年 6 月 28 日付事務連絡）等に基づく債権放棄の市長決裁、債務者及び保証人への通知）を行い、不納欠損の処分を行うことで決算値に反映させる、 といった一定の方針のもと、収入未済の有無の発見、報告、債権分類の把握、処理方法など具体的方法が確認できるよう、公立保育所における公金取り扱いマニュアルを見直されたい。 またこのマニュアルでは、徴収した現金は、当日もしくは翌日中に所属長名の納付書を作成し指定金融機関等に振り込むこととなっているが、神戸市会計規則が改正され、平成 25 年 4 月には第 32 条第 2 項及び第 3 項では、指定金融機関等の店舗が近隣にない等特別の理由が認められる場合には、会計管理者の同意を得て数日分の収納金をとりまとめて払い込みすることができる（3 万円を限度）こととなっている。それぞれの保育所においても、各に応じた事情に対応できるよう、公立保育所における公金取り扱いマニュアルを見直されたい。 （振興課）		
(2) 保育所児童保育要録の送付について 保育所保育指針の施行に際しての留意事項についてでは、小学校との積極的な	「保育所児童保育要録」については、送付する際に十分に注意し、個人情報保護の観点から、簡易書留等受け取りが確実	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
連携を図るため、保育所は、保育所に入所している児童の就学に際して、児童名、性別、生年月日等の入所に関する記録や、育ちに関わる事項、養護（生命の保持及び情緒の安定）に関わる事項、教育（発達援助）に関わる事項についての保育に関する記録を記載した「保育所児童保育要録」を作成し、その写しを児童の就学先となる小学校の校長に送付すること、また、「保育所児童保育要録」は個人情報を含むものであるため、個人情報保護の観点から適切に取扱うこととしている。 「保育所児童保育要録」を、就学先となる小学校へ特定記録郵便により送付している保育所があったが、特定記録郵便は、郵便受箱への配達のみであり、配達の記録（受領印の押印または署名）は行われない。簡易書留等送付先の小学校が確実に受け取ったことが確認できる方法で送付することを検討されたい。 （振興課）	に確認できる送付方法で送付するよう、周知徹底した。 （振興課）	